

チェックリスト判定基準表

令和 8 年 3 月

- (1) 国営かんがい排水事業
 (2) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）のうち土地改良施設事故防止事業
 (7) 独立行政法人水資源機構事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(1) 国営かんがい排水事業

(2) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）のうち土地改良施設事故防止事業

(7) 独立行政法人水資源機構事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） ＝（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			水田主体地区：400 千円/ha・年以上 畑主体地区：350 千円/ha・年以上	水田主体地区：400 千円/ha・年未満 畑主体地区：350 千円/ha・年未満
			○スマート農業技術等の導入 受益地内において、スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備に取り組む予定がある。 （例）遠隔監視・制御システム、分水ゲートの自動化（電動化含む）、調整水槽・配水槽、パイプライン、自動給水栓、地下水位制御システム、自動走行農機等の導入に資する整備（耕区間移動通路、ターン農道、農地の大区画化、農道の拡幅、用排水路の管路化、RTK-GNSS 基準局、情報通信環境の整備、小型農機に対応した畑・樹園地の基盤整備）、維持管理の省力化整備（農地や法面の勾配修正・緩傾斜化、幅広の畦畔、法面の被覆）等 A：予定がある B：予定がない －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	食料安全保障の確保	産地収益力の向上	①麦・大豆等の増加率 麦・大豆等 ^{※1} の生産量の増加率(%) = (麦・大豆等の計画生産量－麦・大豆等の現況生産量 ^{※3}) / 麦・大豆等の現況生産量 × 100 ②園芸作物の増加率 園芸作物 ^{※2} の生産額の増加率(%) = (園芸作物の計画生産額－園芸作物の現況生産額 ^{※3}) / 園芸作物の現況生産額 × 100 ※1：麦・大豆等とは、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の対象作物である小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたねを指す。 ※2：園芸作物とは、野菜・果樹・花きを指す。 ※3：麦・大豆等の現況生産量や園芸作物の現況生産額が0となる場合の判定は「皆増」とする。	
			① 30%以上 または、 ② 20%以上	① 30%未満 かつ、 ② 20%未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 ①担い手への計画農地利用集積率(%) = 集積計画における担い手への集積面積(ha) / 受益面積(ha) × 100 ②担い手への現況農地利用集積率(%) (集積計画を作成しない地区) = 関係市町村の担い手への集積面積(ha) / 関係市町村の耕地面積(ha) × 100 ー：該当なし(土地改良施設事故防止事業地区)	
			① 90%以上 ② 90%以上または都道府県の平均以上	① 90%未満 ② 90%未満かつ都道府県の平均未満
		農地の確保・有効利用	○耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 耕地面積(ha) × 100 ②作付率の増加ポイント(%) = 計画作付率(%) - 現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯では、耕地利用率を本地利用率(施設野菜を作付する地区にあつては建ぺい率も考慮)と読み替えて判定。 本地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 本地面積(ha) × 100 ー：該当なし(土地改良施設事故防止事業地区)	
			①耕地利用率 101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上) または、 ②作付率の増加ポイント 11%以上	①耕地利用率 101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均未満) かつ、 ②作付率の増加ポイント 11%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A：不測の事態が発生しており、事後保全を行う、又は不測の事態が発生する予兆がある B：不測の事態が発生していない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○施設の健全度評価を踏まえた更新等整備 A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区）	
			○施設の重要度評価を踏まえた更新等整備 A：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設を含む B：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設を含まない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○重要度の高い（AA種またはA種）国営造成施設における耐震化 A：耐震化対策を行う B：耐震化対策を行わない －：該当なし（耐震化対策を行う必要のない施設の整備地区又は国営造成施設以外を対象とする地区）	
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む	
			水田主体地区：1,040 千円/ha・年以上 畑主体地区：970 千円/ha・年以上	水田主体地区：1,040 千円/ha・年未満 畑主体地区：970 千円/ha・年未満
		農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 地域において、農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われているか。 A：行われている、B：行われていない、 －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）	
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない、 －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ③地域計画と本事業との整合性 ④地域における開発計画と本事業との整合性 ⑤関係計画における関連事業等への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下 （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ①a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ②a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区） ④a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤a：以下のいずれかの計画に位置付けられている －：以下のいずれの計画にも位置付けられていない ・事業実施計画又は所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領第3又は第4に定める計画） ・産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） ・生産方式革新実施計画（スマート農業技術の活用の促進に関する法律第7条第1項に定める計画）	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②漁協との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか ⑤事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：15点、B：10～14点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ① a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ② a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ③ a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ー：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区） ④ a：合意済 b：調整中 c：未調整 ⑤ a：説明済 b：説明予定 c：未実施 ー：該当なし（独立行政法人水資源機構事業のうち防災事業地区、土地改良施設事故防止事業地区）	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ー：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区） ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④ a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤ a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 ー：位置付けの予定なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（－）

チェックリスト判定基準表

- (1) 国営かんがい排水事業
- (2) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）のうち土地改良施設事故防止事業
- (7) 独立行政法人水資源機構事業

【特定監視項目】

評価の内容		判定基準
地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。 ※新たな基礎工事を伴わない場合は「－：該当なし」とする。
受益面積	・最近年の面積を把握している。	・地元意向等を確認のうえ、一定地域を定めるとともに、台帳等により最近年の面積を把握している。

チェックリスト判定基準表
(3) 国営農地再編整備事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要があること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であると認められること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
(3) 国営農地再編整備事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食 料 安 全 保 障 の確保	農 業 生 産 性 の 維持・向上	○労働時間短縮率 農家の労働時間短縮率(%) ＝[1－{主要作物（最も作付面積が大きい作物）の人力の労働量(hr)（計画）／主要作物の人力の労働量(hr)（現況）}]×100	
			水田主体地区：49%以上 畑主体地区：28%以上 水田主体地区：49%未満 畑主体地区：28%未満	
			○営農経費縮減率 営農経費縮減率(%) ＝[1－{全ての作物の「人力＋機械」両方の労働評価額(円)（計画）}／（全ての作物の「人力＋機械」両方の労働評価額(円)（現況）}]×100	
			水田主体地区：55%以上 畑主体地区：42%以上 水田主体地区：55%未満 畑主体地区：42%未満	
			○スマート農業技術等の導入 受益地内において、スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備に取り組む予定がある。 （例）遠隔監視・制御システム、分水ゲートの自動化（電動化含む）、調整水槽・配水槽、パイプライン、自動給水栓、地下水位制御システム、自動走行農機等の導入に資する整備（耕区間移動通路、ターン農道、農地の大区画化、農道の拡幅、用排水路の管路化、RTK-GNSS 基準局、情報通信環境の整備、小型農機に対応した畑・樹園地の基盤整備）、維持管理の省力化整備（農地や法面の勾配修正・緩傾斜化、幅広の畦畔、法面の被覆）等 A：予定がある B：予定がない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	① 1 ha 以上の区画の割合 事業実施後の水田における 1 ha 以上の区画の割合 (%) $= 1 \text{ ha 以上の区画の水田面積 (ha)} / \text{水田整備面積 (ha)} \times 100$ ② 50a 以上の区画の割合 事業実施後の水田における 50a 以上の区画の割合 (%) $= 50a \text{ 以上の区画の水田面積 (ha)} / \text{水田整備面積 (ha)} \times 100$ - : 該当なし (畑主体地区)	
			平坦地 (主傾斜 1/100 未満) の地区 : ①が 1/2 以上 傾斜地 (主傾斜 1/100 以上) の地区 : ②が 1/2 以上	平坦地 (主傾斜 1/100 未満) の地区 : ①が 1/2 未満 傾斜地 (主傾斜 1/100 以上) の地区 : ②が 1/2 未満
			〇担い手の米の生産コスト ① 全国平均 (R6 : 4, 151 円/60kg) と比較した担い手の米生産コストの労働費削減割合 ② 事業実施前と比較した担い手の米生産コストの労働費削減割合 ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算定方法に準じて算定 - : 該当なし (畑主体地区)	
			① 6 割以上 (労働費 1,660 円/60kg 未満) または、 ② 6 割以上	① 6 割未満 (労働費 1,660 円/60kg 以上) かつ、 ② 6 割未満
		産地収益力の向上	① 麦・大豆等の増加率 麦・大豆等 ^{※1} の生産量の増加率 (%) $= (\text{麦・大豆等の計画生産量} - \text{麦・大豆等の現況生産量}^{\text{※3}}) / \text{麦・大豆等の現況生産量} \times 100$ ② 園芸作物の増加率 園芸作物 ^{※2} の生産額の増加率 (%) $= (\text{園芸作物の計画生産額} - \text{園芸作物の現況生産額}^{\text{※3}}) / \text{園芸作物の現況生産額} \times 100$ ※1 : 麦・大豆等とは、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1(2)の畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の対象作物である小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたねを指す。 ※2 : 園芸作物とは、野菜・果樹・花きを指す。 ※3 : 麦・大豆等の現況生産量や園芸作物の現況生産額が0となる場合の判定は「皆増」とする。	
			① 30%以上 または、 ② 20%以上	① 30%未満 かつ、 ② 20%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 《国営農地再編整備事業[中山間地域型]》 担い手への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手の受益農用地面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う事業の受益農地面積(ha)×100 《国営農地再編整備事業[中山間地域型以外]》 担い手への農地利用集積率(%) =事業完了時の担い手の受益農用地面積(ha)/区画整理及び併せ行う事業の受益農地面積(ha)×100	
			90%以上	90%未満
			○担い手への面的集積(集約化)率 担い手への面的集積(集約化)率(%) =事業完了時の担い手への面的集積面積(ha)/事業完了時の担い手の経営農地面積(ha)×100	
			90%以上	90%未満
	農村の振興	地域経済への波及効果	○耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付率の増加ポイント(%)=計画作付率(%)－現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯では、耕地利用率を本地利用率(施設野菜を作付する地区にあっては建ぺい率も考慮)と読み替えて判定。 本地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100	
			①耕地利用率 101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%以上) または、 ②作付率の増加ポイント 11%以上	①耕地利用率 101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%未満) かつ、 ②作付率の増加ポイント 11%未満
			○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む	
			水田主体地区：1,440千円/ha・年以上 畑主体地区：600千円/ha・年以上	水田主体地区：1,440千円/ha・年未満 畑主体地区：600千円/ha・年未満
		農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目以下	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない	
	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性が図られているか。 ②地域計画と本事業との整合性 ③地域における開発計画と本事業との整合性 ④関係計画における関連事業等への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ①a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ②a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④a：以下のいずれかの計画に位置付けられている －：以下のいずれの計画にも位置付けられていない ・事業実施計画又は所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領第3又は第4に定める計画） ・産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） ・麦・大豆生産性向上計画（麦・大豆生産性向上計画の策定について別紙第3に定める計画） ・生産方式革新実施計画（スマート農業技術の活用に関する法律第7条第1項に定める計画）	
	関係機関との連携		農地中間管理機構と連携しているか。 ※連携の定義：①機構が借り受けた又は貸し付けた農地がある地域、②機構が借り受ける又は貸し付けることが確実と見込まれる地域、③機構の重点実施区域を含む地域、④機構の重点実施区域の指定が見込まれる地域、のいずれかに該当すること A：連携している B：連携していない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②道路管理者との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか ⑤事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：15点、B：10～14点、C：9点以下 ①a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ②a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ③a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ④a：合意済 b：調整中 c：未調整 ⑤a：説明済 b：説明予定 c：未実施	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （⑤が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） ①a：把握済 b：調整中 c：把握していない ②a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ③a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし	
	緊急性		○道路や河川等との一体施行や土地利用調整を伴う場合の調整状況 関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、又は一体的な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、特定の時期までに着工する必要がある緊急性がある。 A：調整済み B：調整中 C：未調整 －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（－）

チェックリスト判定基準表
 (3) 国営農地再編整備事業

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
農地整備工事の諸条件	・地形、地質、水利条件等に基づいた農地整備計画としている。	・区画整理や農用地造成における、標準的なほ場区画や整備勾配等の設定、道路・水路等の配置にあたっては、地形、地質、水利条件等に基づき計画している。

チェックリスト判定基準表
(4) 国営総合農地防災事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
(4) 国営総合農地防災事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の向上による効果額(千円/ha・年) = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果)(千円)/受益面積(ha) 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く ー：該当なし(ため池の整備に係る事業実施地区)	
			水田主体地区：450千円/ha・年以上 畑主体地区：350千円/ha・年以上	水田主体地区：450千円/ha・年未満 畑主体地区：350千円/ha・年未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率(%) = 関係市町村の担い手への利用集積面積(ha)/関係市町村の農地面積(ha) × 100 ー：該当なし(土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区)	
			90%以上または都道府県の平均以上	90%未満かつ都道府県の平均未満
		農地の確保・有効利用	○耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha) × 100 ②作付率の増加ポイント(%) = 計画作付率(%) - 現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯では、耕地利用率を本地利用率(施設野菜を作付する地区にあっては建ぺい率も考慮)と読み替えて判定。 本地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha) × 100 ー：該当なし(土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区)	
			①耕地利用率 101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上) または、 ②作付率の増加ポイント 11%以上	①耕地利用率 101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均未満) かつ、 ②作付率の増加ポイント 11%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○災害防止効果額（農業関係）（受益面積当たり） 災害防止効果額（農業関係）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（農業関係）（千円）/受益面積（ha） ※畑主体では作物生産効果を加える 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			水田主体地区：310 千円/ha・年以上 畑主体地区：110 千円/ha・年以上	水田主体地区：310 千円/ha・年未満 畑主体地区：110 千円/ha・年未満
			○重要度の高い（AA種またはA種）国営造成施設における耐震化 A：耐震化対策を行う B：耐震化対策を行わない －：該当なし（耐震化対策を行う必要のない施設の整備地区又は国営造成施設以外を対象とする地区）	
		農村の生活環境の整備	○災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（受益面積当たり） 災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（一般関係）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む －：該当なし（ため池の整備に係る事業実施地区）	
			1,260 千円/ha・年以上	1,260 千円/ha・年未満
		農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 A：行われている、B：行われていない －：該当なし（土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区）	
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない －：該当なし（土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ②a：図っている b：検討中 c：図っていない ー：該当なし ③a：調整済 b：調整中 c：未調整 ー：該当なし	
事業の実施環境等	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の農業振興計画と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ③関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ④地域における開発計画と本事業との整合性 ⑤地域計画と本事業との整合性 ⑥地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている ⑦関係計画における関連事業等への位置付けについて、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値より判断。 A：18点以上、B：14～17点、C：13点以下 （7指標のうち1指標が「－」の場合は、A：15点以上、B：12～14点、C：11点以下） （7指標のうち2指標が「－」の場合は、A：13点以上、B：9～12点、C：8点以下） （7指標のうち3指標が「－」の場合は、A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下） ①a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ②a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ー：該当なし（土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区） ⑥a：策定している又は策定する見込みがある b：策定する見込みがない ー：関係する土地改良区がない ⑦a：以下の計画に位置付けられている ー：以下の計画に位置付けられていない ・事業実施計画又は所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領第3又は第4に定める計画）	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②漁協との協議（予備）が合意に達しているか ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、ー：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：協議了 b：協議中 c：未協議 ー：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 ー：該当なし ③a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 ー：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況（土地改良区総代会の議決等の状況） ②事業実施に対する関係市町村の同意状況（事業推進協議会の議決等の状況） ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下 ①a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ②a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ③a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ④a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ①a：把握済 b：調整中 c：把握していない ②a：設置済 b：設置予定 c：未設置 －：該当なし（土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区） ③a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。 ②事業の対象施設として基幹土地改良施設（ダム、頭首工等）やライフラインとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目以下	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 ー：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「ー」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表
 (4) 国営総合農地防災事業

【特定監視項目】

評価の内容		判 定 基 準
地質状況	地質状況に基づいた施設計画としている。	地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。

チェックリスト判定基準表
(5) 直轄地すべり対策事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産性の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (総費用総便益比 ≥ 1.0)
4 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	・農村振興局所管の地すべり防止区域で、次の地すべり防止工事の直轄要件のいずれかを満たしていること。 ・工事の規模が著しく大であるとき。 ・工事が高度の技術を必要とするとき。 ・工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。 ・工事が都府県の区域の境界に係るとき。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
(5) 直轄地すべり対策事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積（一地区当たり） 保全対象面積のうち農地面積（ha／地区） ＝地すべり地域及び地域外被害想定地域における農地面積（ha） 310ha 以上310ha 未満	
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全・管理	○事業費に対する農業効果の割合 事業費に対する農業効果（農地・農業用施設・農作物の被害軽減）の割合（％） ＝（直接的な被害軽減効果（農業関係）＋間接的な被害軽減効果（農業関係））／総費用×100 110%以上110%未満	
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○事業費に対する農業外効果の割合 事業費に対する農業外効果（一般公共施設等の被害軽減+山林・林道の被害軽減+家屋等の被害軽減）の割合（％） ＝（直接的な被害軽減効果（一般関係）＋間接的な被害軽減効果（一般関係））／総費用×100 260%以上260%未満	
			○保全対象となる人家戸数（一地区当たり） 保全対象となる人家戸数（戸／地区） ＝地すべり地域及び地域外被害想定地域における人家戸数（戸） 290 戸以上290 戸未満	
多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない		
	国土の保全	①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ②a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
事業の実施環境等	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③地域における開発計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 ①a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ②a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか A：協議了 B：多くが協議中 C：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同意状況 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下 ①a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ②a：同意済 b：同意予定 c：未同意 ③a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ④a：合意済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性	地すべりの兆候	①現地踏査により農地や傾斜地の法面に変状がある。 ②現地踏査により道路や家屋等の構造物に変状がある。 ③地表移動量調査（GPS等）により累積変位がある。 ④地中移動量調査（孔内傾斜計等）により累積変位がある。 について、該当する項目の数により判断。 A：4～3項目、B：2項目、C：1項目、－：該当なし	
		被害の発生履歴	過去の地すべり被害の発生履歴 A：直近5年以内に被害が発生 B：過去10年以内に被害が発生 C：過去20年以内に被害が発生 －：該当なし	
		災害発生時の影響	①農地への重大な被害が想定される。 ②防護区域に人家、災害弱者関連施設等が存在する。 ③災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目、－：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表
 (6) 直轄海岸保全施設整備事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低下等により事業の必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・費用便益比 ≥ 1.0
4 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
5 事業の採択要件を満たしていること。	・海岸保全基本計画に位置づけられていること。 ・海岸法等の規定要件を満足すること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
(6) 直轄海岸保全施設整備事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A : 2項目、B : 1項目、- : 該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積 (ha/地区) (侵食対策) 3.3ha 以上 (高潮対策) 62ha 以上 (侵食対策) 3.3ha 未満 (高潮対策) 62ha 未満	
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全・管理	○防護面積当たり農業関係施設防護効果額 (一般資産＋公共資産) 受益面積当たり農業関係施設防護効果額 (一般資産＋公共資産) (千円/ha・年) = 農業関係施設防護効果 (一般資産＋公共資産) (千円) ÷ 防護面積 (ha) ※農業関係施設防護効果 (一般資産＋公共資産) = 一般資産防護効果 (農業関係) + 公共土木施設防護効果 (農業関係) 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			820 千円/ha・年以上 820 千円/ha・年未満	
農村の振興	農村の生活環境の整備		○防護面積当たり農業以外施設防護効果額 (一般資産＋公共資産) 受益面積当たり農業以外施設防護効果額 (一般資産＋公共資産) (千円/ha・年) = 農業以外施設防護効果 (一般資産＋公共資産) (千円) ÷ 防護面積 (ha) ※農業以外施設防護効果 (一般資産＋公共資産) = 一般資産防護効果 (農業以外) + 公共土木施設防護効果 (農業以外) 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			1,670 千円/ha・年以上 1,670 千円/ha・年未満	
			○整備海岸延長あたり防護人口 (人/km)	
			(侵食対策) 70 人/km 以上 (高潮対策) 155 人/km 以上 (侵食対策) 70 人/km 未満 (高潮対策) 155 人/km 未満	
			○整備海岸延長あたり防護面積 (ha/km)	
			(侵食対策) 8.1ha/km 以上 (高潮対策) 34ha/km 以上 (侵食対策) 8.1ha/km 未満 (高潮対策) 34ha/km 未満	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	多面的機能の発揮	国土の保全	①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い(行政・住民合同会議等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A : 2項目、B : 1項目、－ : 該当なし	
	環境と調和のとれた食料システムの確立	生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況 について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 9点、B : 6～8点、C : 5点以下 (3指標のうち1指標が「－」の場合は、A : 6点、B : 4～5点、C : 3点以下) (3指標のうち2指標が「－」の場合は、A : 3点、B : 2点、C : 1点) ① a : 踏まえている b : 検討中 c : 踏まえていない ② a : 図っている b : 検討中 c : 図っていない ー : 該当なし ③ a : 調整済 b : 調整中 c : 未調整 ー : 該当なし	
事業の実施環境等	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③地域における開発計画と本事業との整合性 ④耐震設計に基づく計画が策定されている について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 12点、B : 8～11点、C : 7点以下、－ : 該当なし ① a : 図られている b : 図られる見込みがある c : 図られていない ② a : 図られている b : 図られる見込みがある c : 図られていない ③ a : 図られている b : 図られる見込みがある c : 図られていない ④ a : 策定されている b : 策定される見込みがある c : 策定されていない	
	関係機関との協議		①漁協との協議が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議(予備)が合意に達しているか について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 6点、B : 4～5点、C : 3点以下、－ : 該当なし (①または②が「－」の場合は、A : 3点、B : 2点、C : 1点) ① a : 協議了 b : 協議中 c : 未協議 ー : 該当なし ② a : 協議了 b : 多くが協議中 c : 多くが未協議 ー : 該当なし	
	地元合意		①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同意状況 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 12点、B : 8～11点、C : 7点以下 ① a : 同意済 b : 同意予定 c : 未同意 ② a : 同意済 b : 同意予定 c : 未同意 ③ a : 提出済 b : 提出予定 c : 未提出 ④ a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性		①過去の災害により、農地浸水や死者・行方不明者などの記録が残っていること。 あるいは緊急点検箇所、外洋に直接面している箇所、台風の常襲地帯、軟弱地盤、 地震防災対策推進地域等の災害発生危険地域、ゼロメートル地帯に該当すること ②事業実施を予定する海岸保全施設の主要部分に広範囲の変状が発生していること ③他の公共事業（他省庁の海岸事業、治山事業や漁港修築事業等）等と連携をとるため早急に事業を実施する必要があること ④官公署、学校、病院等の公共建物、人家、老人ホーム、身障者施設または国道、 県道、鉄道、空港、あるいは、団地規模が概ね 20ha 以上で、かつ高性能な機械 による営農が可能な土地条件を備えているか、整備して備え得る農地が防護区 域内にあること について、該当する項目の数により判断。 A：4～3 項目、B：2 項目、C：1 項目、－：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目における A 評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価 項目は除く。 A：8 割以上、B：5 割以上、C：5 割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0 以下はランク外（－）

チェックリスト判定基準表

(8 - 1) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(8 - 1) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、LCC を考慮した舗装工種の選定、共同工事等 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） ＝（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			1, 500 千円/ha・年以上	1, 500 千円/ha・年未満
			○スマート農業技術等の導入 受益地内において、スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備に取り組む予定がある。 （例）遠隔監視・制御システム、分水ゲートの自動化（電動化含む）、調整水槽・配水槽、パイプライン、自動給水栓、地下水位制御システム、自動走行農機等の導入に資する整備（耕区間移動通路、ターン農道、農地の大区画化、農道の拡幅、用排水路の管路化、RTK-GNSS 基準局、情報通信環境の整備、小型農機に対応した畑・樹園地の基盤整備）、維持管理の省力化整備（農地や法面の勾配修正・緩傾斜化、幅広の畦畔、法面の被覆）等 A：予定がある B：予定がない	
			①1 ha 以上の区画の割合 事業実施後の水田における1 ha 以上の区画の割合（％） ＝1 ha 以上の区画の水田面積（ha）/水田整備面積（ha）×100 ②50a 以上の区画の割合 事業実施後の水田における50a 以上の区画の割合（％） ＝50a 以上の区画の水田面積（ha）/水田整備面積（ha）×100 －：該当なし（畑主体地区）	
			平坦地（主傾斜 1/100 未満）の地区 ：①が 1/2 以上 傾斜地（主傾斜 1/100 以上）の地区 ：②が 1/2 以上	平坦地（主傾斜 1/100 未満）の地区 ：①が 1/2 未満 傾斜地（主傾斜 1/100 以上）の地区 ：②が 1/2 未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○担い手の米の生産コスト ①全国平均（R6：4,151 円/60kg）と比較した担い手の米生産コストの労働費削減割合 ②事業実施前と比較した担い手の米生産コストの労働費削減割合 ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算定方法に準じて算定 ー：該当なし（畑主体地区）	
			① 6 割以上（労働費 1,660 円/60kg 未満） または、 ② 6 割以上	① 6 割未満（労働費 1,660 円/60kg 以上） かつ、 ② 6 割未満
		産地収益力の向上	①麦・大豆等の増加率 麦・大豆等 ^{※1} の生産量の増加率（%） =（麦・大豆等の計画生産量－麦・大豆等の現況生産量 ^{※3} ）/麦・大豆等の現況生産量×100 ②園芸作物の増加率 園芸作物 ^{※2} の生産額の増加率（%） =（園芸作物の計画生産額－園芸作物の現況生産額 ^{※3} ）/園芸作物の現況生産額×100 ※1：麦・大豆等とは、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の対象作物である小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたねを指す。 ※2：園芸作物とは、野菜・果樹・花きを指す。 ※3：麦・大豆等の現況生産量や園芸作物の現況生産額が0となる場合の判定は「皆増」とする。	
			① 30%以上 または、 ② 20%以上	① 30%未満 かつ、 ② 20%未満
農業の持続的発展	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率（%） =促進計画目標年における担い手の受益農用地面積（ha）/事業の受益農地面積（ha）×100	
			90%以上	90%未満
			○担い手への面的集積（集約化）率 担い手への面的集積（集約化）率（%） =事業完了時の担い手への面的集積面積（ha）/事業完了時の担い手の経営農地面積（ha）×100	
			90%以上	90%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農地の確保・有効利用	○耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)＝作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付率の増加ポイント(%)＝計画作付率(%)－現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯では、耕地利用率を本地利用率（施設野菜を作付する地区にあっては建ぺい率も考慮）と読み替えて判定。 本地利用率(%)＝作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100	
			①耕地利用率 101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%以上) または、 ②作付率の増加ポイント 11%以上	①耕地利用率 101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%未満) かつ、 ②作付率の増加ポイント 11%未満
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む	
			1,350 千円/ha・年以上	1,350 千円/ha・年未満
		農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目以下	
			○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画への位置付け ③地域計画と本事業との整合性 ④地域における開発計画又は国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ⑤関係計画における関連事業等への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：13点以上、B：9～12点、C：8点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置付けられている b：位置付けられる見込みがある c：位置付けられていない －：該当なし ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤ a：以下のいずれかの計画に位置付けられている －：以下のいずれの計画にも位置付けられていない ・事業実施計画又は所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領第3又は第4に定める計画） ・産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） ・麦・大豆生産性向上計画（麦・大豆生産性向上計画の策定について別紙第3に定める計画） ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画） ・事業実施計画（新規就農者育成総合対策実施要綱別記3の第8の1に定める計画） ・担い手誘致計画（地域外からの担い手参入促進緊急対策の仕様書に定める計画） ・生産方式革新実施計画（スマート農業技術の活用に関する法律第7条第1項に定める計画）	
	関係機関との連携		農地中間管理機構と連携しているか。 ※連携の定義：①機構が借り受けた又は貸し付けた農地がある地域、②機構が借り受ける又は貸し付けることが確実と見込まれる地域、のいずれかに該当すること A：連携している B：連携していない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか ⑤事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：15点、B：10～14点、C：9点以下 ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ③a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ④a：合意済 b：調整中 c：未調整 ⑤a：説明済 b：説明予定 c：未実施	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （⑤が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） ①a：把握済 b：調整中 c：把握していない ②a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ③a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性		①国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある ②老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況、地域の農家の減少、荒廃農地の増加状況から、整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断 A：2項目 B：1項目 －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（－）

チェックリスト判定基準表

(8 - 2) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること。 ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技術であること。 ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0 であること。 ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること。 ・事業参加経営体（公共牧場を含む）の経営経費に占める飼料費の割合の低減が見込まれること。
4 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大としないこと。（所得償還率が適正な水準であること） ・共同利用施設については、管理運営規程等が策定され（見込み含む）その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること。
5 環境との調和に配慮していること。	・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和に配慮した対策を行うものとなっていること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(8-2) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められること。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益頭数当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/頭・年） ＝（畜産物生産効果＋品質向上効果＋営農経費節減効果＋維持管理費節減効果＋営農に係る走行経費節減効果）（千円）／受益頭数（肥育豚換算：頭） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			6.2千円/頭・年以上	6.2千円/頭・年未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○事業参加経営体に占める担い手農家（認定農業者等）の割合（％） ＝事業参加経営体のうちの担い手農家数（戸）／事業参加経営体（戸）×100 《公共牧場整備事業》 ○公共牧場利用経営体に占める担い手農家（認定農業者等）の割合（％） ＝公共牧場利用経営体のうちの担い手農家数（戸）／公共牧場利用経営体（戸）×100	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
		農地の確保・有効利用	①担い手農家への飼料生産基盤の集積（作業受託を含む。）が図られること。 ②基盤整備の実施により耕作放棄地の発生を未然に防止し、飼料生産基盤の確保を行うこと。 ③離農跡地・耕作放棄地等の活用が図られること。 について、該当する項目の数により判断。 A：2～3項目、B：1項目、－：該当なし 《公共牧場整備事業、草地整備利用促進事業》 ②及び③の評価指標について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
農村の振興	地域経済への波及効果		○他産業への経済波及効果額（受益頭数当たり） 受益頭数当たり他産業への経済波及効果額（千円／頭・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）／受益頭数（肥育豚換算：頭）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む	
			43千円/頭・年以上	43千円/頭・年未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益頭数当たり） 受益頭数当たり環境関連効果額（千円／頭・年） ＝（景観・環境保全効果）（千円）／受益頭数（肥育豚換算：頭） 【注；効果項目は年効果額：千円】 [※受益頭数当たり畜産環境整備効果額（千円／頭・年） ＝（衛生水準向上効果+水質保全効果）（千円）／受益頭数（肥育豚換算：頭） 【注；畜産環境整備効果額を算定していなければ「－」該当なし】]	
			3.6 千円/頭・年以上	3.6 千円/頭・年未満
	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号）第 2 条第 4 項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3 点、b：2 点、c：1 点）の合計値により判断。 A：9 点、B：6～8 点、C：5 点以下、－：該当なし ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①酪農及び肉用牛生産近代化計画（市町村計画等）の酪農経営又は肉用牛経営の改善目標との整合性が図られていること。 ②事業を実施する飼料生産基盤に係る土地が、農業振興地域整備計画における農用地区域内であること。 ③地域計画と本事業との整合性 ④地域における開発計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：11点、B：7～10点、C：6点以下 ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：区域である b：編入手続中で編入の見込みがある c：編入手続きがされていない ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達していること。 ②必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが確実であること。 ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達していること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない －：該当なし ③ a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	地元合意		①市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られていること。 ②補助金の融資について関係機関で調整が行われていること。 ③事業参加経営体（公共牧場を含み、公共牧場の整備を行う場合にあつては、牧場利用者を含む。）の意向が十分反映された計画となっていること。 ④事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下 ① a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない ② a：調整済 b：調整中 c：未調整 ③ a：計画となっている b：調整中 c：計画となっていない ④ a：説明済 b：説明予定 c：未実施	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	事業推進体制		①事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されていること。 ②行政、農協等の担当部局が明確になっていること。 ③周辺住民の同意が得られていること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：明確になっている b：調整中 c：明確になっていない ③a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない	
	維持管理体制		①草地、施設等に係る管理組織等が整備されていること。 ②普及指導センター、農協等が参画する営農支援体制が整備されていること。 ③フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ②a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ③a：位置付けられている、又は位置付け予定 ー：位置付けの予定なし	
	緊急性		飼料自給率の向上を図るため、早期に整備事業を実施する必要がある。 A：該当あり、ー：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「ー」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

- (8-3) 農業競争力強化基盤整備事業（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（うち簡易整備型を除く））、水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業））
- (9) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）のうち土地改良施設事故防止事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

- (8-3) 農業競争力強化基盤整備事業（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（うち簡易整備型を除く））、水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業））
- (9) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）のうち土地改良施設事故防止事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） ＝（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型・中山間地域型を除く））、土地改良施設事故防止事業 ②農業競争力強化基盤整備事業（畑地帯総合整備事業のうち畑地帯総合整備型・中山間地域型） ①560 千円/ha・年以上 ②880 千円/ha・年以上	
				①560 千円/ha・年未満 ②880 千円/ha・年未満
			○スマート農業技術等の導入 受益地内において、スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備に取り組む予定がある。 （例）遠隔監視・制御システム、分水ゲートの自動化（電動化含む）、調整水槽・配水槽、パイプライン、自動給水栓、地下水位制御システム、自動走行農機等の導入に資する整備（耕区间移動通路、ターン農道、農地の大区画化、農道の拡幅、用排水路の管路化、RTK-GNSS 基準局、情報通信環境の整備、小型農機に対応した畑・樹園地の基盤整備）、維持管理の省力化整備（農地や法面の勾配修正・緩傾斜化、幅広の畦畔、法面の被覆）等 A：予定がある B：予定がない －：該当なし（施設の機能維持を図る地区及び土地改良施設事故防止事業地区）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	食料安全保障の確保	産地収益力の向上	①麦・大豆等の増加率 麦・大豆等^{※1}の生産量の増加率（％） ＝（麦・大豆等の計画生産量－麦・大豆等の現況生産量^{※3}）／麦・大豆等の現況生産量×100 ②園芸作物の増加率 園芸作物^{※2}の生産額の増加率（％） ＝（園芸作物の計画生産額－園芸作物の現況生産額^{※3}）／園芸作物の現況生産額×100 ※1：麦・大豆等とは、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の対象作物である小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたねを指す。 ※2：園芸作物とは、野菜・果樹・花きを指す。 ※3：麦・大豆等の現況生産量や園芸作物の現況生産額が0となる場合の判定は「皆増」とする。	
			① 30%以上 または、 ② 20%以上	① 30%未満 かつ、 ② 20%未満
			○高収益作物[※]の作付率 現況の高収益作物の作付率が10%未満の低い地域における計画作付率 高収益作物の作付率（％） ＝高収益作物の作付面積（ha）／地区の作付面積（ha）×100 ※：高収益作物とは、主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物であり、主食用米（備蓄米含む）並びに経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、Ⅳ第2の1（6）①の戦略作物助成又は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）第2条の対象作物など、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物。 A：計画作付率20%以上 B：計画作付率20%未満 －：該当なし（畑地帯総合整備事業のうち高収益作物導入促進型を除く地区及び土地改良施設事故防止事業地区）	
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 ①担い手への計画農地利用集積率（％） ＝集積計画における担い手への集積面積（ha）／事業の受益農地面積（ha）×100 ②担い手への現況農地利用集積率（％）（集積計画を作成しない地区） ＝関係市町村の担い手への集積面積（ha）／関係市町村の耕地面積（ha）×100 －：該当なし（施設の機能維持を図る地区及び土地改良施設事故防止事業地区）	
			① 90%以上 ② 90%以上または都道府県の平均以上	① 90%未満 ② 90%未満かつ都道府県の平均未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農地の確保・有効利用	○耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)＝作物の計画作付延べ面積(ha)／耕地面積(ha)×100 ②作付率の増加ポイント(%)＝計画作付率(%)－現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯では、耕地利用率を本地利用率（施設野菜を作付する地区においては建ぺい率も考慮）と読み替えて判定。 本地利用率(%)＝作物の計画作付延べ面積(ha)／本地面積(ha)×100 －：該当なし（施設の機能維持を図る地区及び土地改良施設事故防止事業地区）	
			①耕地利用率 101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上) または、 ②作付率の増加ポイント 11%以上	①耕地利用率 101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均未満)かつ、 ① 作付率の増加ポイント 11%未満
		農業生産基盤の保全管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A：不測の事態が発生しており、事後保全を行う、又は不測の事態が発生する予兆がある B：不測の事態が発生していない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○施設の健全度を踏まえた更新等整備 A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区）	
			○施設の重要度を踏まえた更新等整備 A：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれる B：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）／受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む ①農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備型・中山間地域型を除く））、土地改良施設事故防止事業 ②農業競争力強化基盤整備事業（畑地帯総合整備事業のうち畑地帯総合整備型・中山間地域型）	
			①1,780 千円/ha・年以上 ②1,070 千円/ha・年以上	①1,780 千円/ha・年未満 ②1,070 千円/ha・年未満
		農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において、農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目以下 －：該当なし（施設の機能維持を図る地区及び土地改良施設事故防止事業地区）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない －：該当なし（施設の機能維持を図る地区及び土地改良施設事故防止事業地区）	
	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない ー：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 ー：該当なし	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画への位置付け ③地域計画と本事業との整合性 ④都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ⑤地域における開発計画と本事業との整合性 ⑥関係計画における関連事業等への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：15点以上、B：12～14点、C：11点以下 （6指標のうち1指標が「－」の場合は、A：13点以上、B：10～12点、C：9点以下） （6指標のうち2指標が「－」の場合は、A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下） （6指標のうち3指標が「－」の場合は、A：9点以上、B：6～8点、C：5点以下） （6指標のうち4指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置付けられている b：位置付けられる見込みがある c：位置付けられていない －：該当なし ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区） ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ※事業に区画整理等が含まれる場合は、該当なし「－」とする。 ⑤ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑥ a：以下のいずれかの計画に位置付けられている －：以下のいずれの計画にも位置付けられていない ・事業実施計画又は所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領第3又は第4に定める計画） ・産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画） ・事業実施計画（新規就農者育成総合対策実施要綱別記3の第8の1に定める計画） ・担い手誘致計画（地域外からの担い手参入促進緊急対策の仕様書に定める計画） ・生産方式革新実施計画（スマート農業技術の活用の促進に関する法律第7条第1項に定める計画）	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか ⑤事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：15点、B：10～14点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点 B：8～11点 C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点 B：6～8点 C：5点以下） （5指標のうち3指標が「－」の場合は、A：6点 B：4～5点 C：3点以下） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている －：該当なし ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ③a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区） ④a：合意済 b：調整中 c：未調整 ⑤a：説明済 b：説明予定 c：未実施 －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区）	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ①a：把握済 b：調整中 c：把握していない ②a：設置済 b：設置予定 c：未設置 －：該当なし（土地改良施設事故防止事業地区） ③a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との関係で緊急性が高い A：該当あり　－：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(8 - 4) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（農業基盤整備促進事業）、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業のうち簡易整備型））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。
4 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農家経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。
5 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(8 - 4) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（農業基盤整備促進事業）、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業のうち簡易整備型））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○地域農業の生産性向上 A：経営規模の拡大等、農業生産性の向上が図られる。 B：農業生産性の維持が図られる。	
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A：不測の事態が発生しており、事後保全を行う B：不測の事態が発生していない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○施設の健全度評価を踏まえた更新等整備 A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区）	
			○施設の重要度評価を踏まえた更新等整備 A：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれる B：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
	農村の振興	農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目以下	
	多面的機能の発揮	国土の保全	○農地の遊休化や耕作放棄地化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）が行われている。 A：行われている、B：行われていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない －：該当なし ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画への位置付け ③地域計画と本事業との整合性 ④地域における開発計画又は国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ⑤関係計画における関連事業等への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：13点以上、B：9～12点、C：8点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置付けられている b：位置付けられる見込みがある c：位置付けられていない －：該当なし ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤ a：以下のいずれかの計画に位置付けられている －：以下のいずれの計画にも位置付けられていない ・事業実施計画又は所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領第3又は第4に定める計画） ・産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） ・麦・大豆生産性向上計画（麦・大豆生産性向上計画の策定について別紙第3に定める計画） ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画） ・事業実施計画（新規就農者育成総合対策実施要綱別記3の第8の1に定める計画） ・担い手誘致計画（地域外からの担い手参入促進緊急対策の仕様書に定める計画）	
	関係機関との連携		農地中間管理機構と連携しているか。 ※連携の定義：①機構が借り受けた又は貸し付けた農地がある地域、②機構が借り受ける又は貸し付けることが確実と見込まれる地域、③機構の重点実施区域を含む地域、④機構の重点実施区域の指定が見込まれる地域、のいずれかに該当すること A：連携している B：連携していない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか ⑤事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：15点、B：10～14点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） （5指標のうち3指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 －：該当なし ③a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ④a：合意済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし ⑤a：説明済 b：説明予定 c：未実施	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （⑤が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） ①a：把握済 b：調整中 c：把握していない ②a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ③a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし	
	緊急性		国営事業等関係する他の公共事業との関係で緊急性が高い A：該当あり －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(8 - 5) 農業競争力強化基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
5 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(8 - 5) 農業競争力強化基盤整備事業 (農地中間管理機構関連農地整備事業)

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） ＝（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①水田主体地区 ②畑主体地区	
			①1,500千円/ha・年以上 ②880千円/ha・年以上	①1,500千円/ha・年未満 ②880千円/ha・年未満
			○スマート農業技術等の導入 受益地内において、スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備に取り組む予定がある。 （例）遠隔監視・制御システム、分水ゲートの自動化（電動化含む）、調整水槽・配水槽、パイプライン、自動給水栓、地下水位制御システム、自動走行農機等の導入に資する整備（耕区間移動通路、ターン農道、農地の大区画化、農道の拡幅、用排水路の管路化、RTK-GNSS基準局、情報通信環境の整備、小型農機に対応した畑・樹園地の基盤整備）、維持管理の省力化整備（農地や法面の勾配修正・緩傾斜化、幅広の畦畔、法面の被覆）等 A：予定がある B：予定がない	
			①1ha以上の区画の割合 事業実施後の水田における1ha以上の区画の割合（％） ＝1ha以上の区画の水田面積（ha）/水田整備面積（ha）×100 ②50a以上の区画の割合 事業実施後の水田における50a以上の区画の割合（％） ＝50a以上の区画の水田面積（ha）/水田整備面積（ha）×100 －：該当なし（畑主体地区）	
			平坦地（主傾斜1/100未満）の地区 ：①が1/2以上 傾斜地（主傾斜1/100以上）の地区 ：②が1/2以上	平坦地（主傾斜1/100未満）の地区 ：①が1/2未満 傾斜地（主傾斜1/100以上）の地区 ：②が1/2未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	食料安全保障の確保	産地収益力の向上	○担い手の米の生産コスト ①全国平均（R6：4,151円/60kg）と比較した担い手の米生産コストの労働費削減割合 ②事業実施前と比較した担い手の米生産コストの労働費削減割合 ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算定方法に準じて算定 ー：該当なし（畑主体地区）	
			① 6割以上（労働費 1,660円/60kg 未満） または、 ② 6割以上	① 6割未満（労働費 1,660円/60kg 以上） かつ、 ② 6割未満
			①麦・大豆等の増加率 麦・大豆等 ^{※1} の生産量の増加率（%） $= (\text{麦・大豆等の計画生産量} - \text{麦・大豆等の現況生産量}^{\text{※3}}) / \text{麦・大豆等の現況生産量} \times 100$ ②園芸作物の増加率 園芸作物 ^{※2} の生産額の増加率（%） $= (\text{園芸作物の計画生産額} - \text{園芸作物の現況生産額}^{\text{※3}}) / \text{園芸作物の現況生産額} \times 100$ ※1：麦・大豆等とは、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の対象作物である小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたねを指す。 ※2：園芸作物とは、野菜・果樹・花きを指す。 ※3：麦・大豆等の現況生産量や園芸作物の現況生産額が0となる場合の判定は「皆増」とする。	
			① 30%以上 または、 ② 20%以上	① 30%未満 かつ、 ② 20%未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率（%） $= \text{集積集団化等促進基盤整備計画目標年における担い手の受益農用地面積(ha)} / \text{事業の受益農地面積(ha)} \times 100$	
			90%以上	90%未満
			○担い手への面的集積（集約化）率 担い手への面的集積（集約化）率（%） $= \text{事業完了時の担い手への面的集積面積(ha)} / \text{事業完了時の担い手の経営農地面積(ha)} \times 100$	
			90%以上	90%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農地の確保・有効利用	○耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 耕地面積(ha) × 100 ②作付率の増加ポイント(%) = 計画作付率(%) - 現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯では、耕地利用率を本地利用率(施設野菜を作付する地区にあっては建ぺい率も考慮)と読み替えて判定。 本地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha) / 本地面積(ha) × 100	
			①耕地利用率 101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%以上) または、 ②作付率の増加ポイント 11%以上	①耕地利用率 101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%未満) かつ、 ②作付率の増加ポイント 11%未満
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) = 農業生産増加粗収益額(千円) / 受益面積(ha) × (産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む ①水田主体地区 ②畑主体地区	
		農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目以下	
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画への位置付け ③地域計画と本事業との整合性 ④地域における開発計画又は国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ⑤関係計画における関連事業等への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：13点以上、B：9～12点、C：8点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置付けられている b：位置付けられる見込みがある c：位置付けられていない －：該当なし ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤ a：以下のいずれかの計画に位置付けられている －：以下のいずれの計画にも位置付けられていない ・事業実施計画又は所得確保計画（中山間地域所得確保対策実施要領第3又は第4に定める計画） ・産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） ・麦・大豆生産性向上計画（麦・大豆生産性向上計画の策定について別紙第3に定める計画） ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画） ・事業実施計画（新規就農者育成総合対策実施要綱別記3の第8の1に定める計画） ・担い手誘致計画（地域外からの担い手参入促進緊急対策の仕様書に定める計画） ・生産方式革新実施計画（スマート農業技術の活用の促進に関する法律第7条第1項に定める計画）	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ③施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか ④事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下 ①「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ③a：合意済 b：調整中 c：未調整 ④a：説明済 b：説明予定 c：未実施	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （⑤が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） ①a：把握済 b：調整中 c：把握していない ②a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ③a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤a：位置付けられている、又は位置付け予定 －：位置付けの予定なし	
	緊急性		①国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある ②老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況、地域の農家の減少、荒廃農地の増加状況から、整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断 A：2項目 B：1項目 －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（－）

チェックリスト判定基準表
(10) 中山間地域農業農村総合整備事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
(10) 中山間地域農業農村総合整備事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） ＝（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			1, 150 千円/ha・年以上	1, 150 千円/ha・年未満
	食料安全保障の確保	産地収益力の向上	○スマート農業技術等の導入 受益地内において、スマート農業技術等の導入に対応した基盤整備に取り組む予定がある。 (例) 遠隔監視・制御システム、分水ゲートの自動化（電動化含む）、調整水槽・配水槽、パイプライン、自動給水栓、地下水位制御システム、自動走行農機等の導入に資する整備（耕区間移動通路、ターン農道、農地の大区画化、農道の拡幅、用排水路の管路化、RTK-GNSS 基準局、情報通信環境の整備、小型農機に対応した畑・樹園地の基盤整備）、維持管理の省力化整備（農地や法面の勾配修正・緩傾斜化、幅広の畦畔、法面の被覆）等 A：予定がある B：予定がない	
			①麦・大豆等の増加率 麦・大豆等 ^{※1} の生産量の増加率（％） ＝（麦・大豆等の計画生産量－麦・大豆等の現況生産量 ^{※3} ）/麦・大豆等の現況生産量×100 ②園芸作物の増加率 園芸作物 ^{※2} の生産額の増加率（％） ＝（園芸作物の計画生産額－園芸作物の現況生産額 ^{※3} ）/園芸作物の現況生産額×100 ※1：麦・大豆等とは、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の対象作物である小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたねを指す。 ※2：園芸作物とは、野菜・果樹・花きを指す。 ※3：麦・大豆等の現況生産量や園芸作物の現況生産額が0となる場合の判定は「皆増」とする。	
			① 30%以上 または、 ② 20%以上	① 30%未満 かつ、 ② 20%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) ＝事業計画における担い手の受益農用地面積(ha)/事業の現況受益農地面積(ha)×100	
			ほ場整備事業を行う地区： 90%以上 ほ場整備事業を行わない地区： 90%以上または都道府県の平均以上	ほ場整備事業を行う地区： 90%未満 ほ場整備事業を行わない地区： 90%未満かつ都道府県の平均未満
		農地の確保・有効利用	○耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)＝作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付率の増加ポイント(%)＝計画作付率(%)－現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯では、耕地利用率を本地利用率（施設野菜を作付する地区にあっては建ぺい率も考慮）と読み替えて判定。 本地利用率(%)＝作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100	
			①耕地利用率 101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%以上) または、 ②作付率の増加ポイント 11%以上	①耕地利用率 101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は 100%未満) かつ、 ②作付率の増加ポイント 11%未満
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む	
			1,350 千円/ha・年以上	1,350 千円/ha・年未満
		農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目以下	
	多面的機能の発揮	総合的な整備を通じた所得の向上	○地域の所得向上の取組 ①販売額の増加 ②営農コストの削減 ③集出荷・加工コストの削減 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目	
		地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②地域計画と本事業との整合性 ③地域における開発計画又は国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ④関係計画における対象事業等への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） ①～③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：以下のいずれかの計画に位置付けられている －：以下のいずれの計画にも位置付けられていない - 産地推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について別紙第3に定める計画） - 地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画） - 生産方式革新実施計画（スマート農業技術の活用に関する法律第7条第1項に定める計画） - 事業実施計画（新規就農者育成総合対策実施要綱別記3の第8の1に定める計画） - 担い手誘致計画（地域外からの担い手参入促進緊急対策の仕様書に定める計画）	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか ⑤事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：15点、B：10～14点、C：9点以下 ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ③ a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ④ a：合意済 b：調整中 c：未調整 ⑤ a：説明済 b：説明予定 c：未実施	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （⑤が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④ a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤ a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし	
	緊急性		①国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある ②老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況、地域の農家の減少、荒廃農地の増加状況から、整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断 A：2項目 B：1項目 －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表
(11) 農村整備事業※

【必須事項】

項目	判定基準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	地域の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、施設の状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	総費用総便益比 ≥ 1.0 (農道・集落道の保全対策を除く)
4 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	次の項目のすべてに該当すること。 ・受益者の負担金について合意を得ていること。または、当該市町村で負担金徴収条例が定められていること。 ・農家負担を伴う農道整備事業(保全対策を除く)の場合は、総所得償還率 ≤ 0.2 または増加所得償還率 ≤ 0.4
5 環境との調和に配慮していること	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

※農業集落排水施設整備事業は 11-1、農道・集落道整備事業は 11-2、営農飲雑用水施設整備事業は 11-3、地域資源利活用施設整備事業は 11-4、集落防災安全施設整備事業は 11-5 を使用することとする。

チェックリスト判定基準表

(11-1) 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	農業の持続的発展	自然循環機能の維持増進	汚泥・処理水などの循環利用率（％） A：100 B：0	
	農村の振興	生活インフラの保全・管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A：不測の事態が発生しており、事後保全を行う B：不測の事態が発生していない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○施設の健全度を踏まえた更新等整備 A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区）	
			○施設の重要度を踏まえた更新等整備 A：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれる B：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
		農村の生活環境の整備	農村の安定条件の維持・向上に関して、 ①安全性：災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる ②保健性：飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれるについて、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
			維持管理の効率化・適正化に関する取組 A：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施済みまたは実施予定 （例）施設の再編・集約、遠隔監視・制御システムの導入等 B：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施する予定が無い （高度化型を除く） 強靱化への寄与 ①定住人口がおおむね500人以上 ②浸水想定区域内にあるもの ③処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの ④施設の再編・集約を行うもの について、該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない	
	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業集落排水施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業集落排水施設維持管理の省エネルギー化（処理施設の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ②都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③地域計画と本事業との整合性 ④地域における開発計画と本事業との整合性 ⑤個別施設計画等に基づく計画が策定されている ⑥公共浄化槽等整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業との連携した事業計画である ⑦広域化・共同化計画と本事業との整合性 ⑧関係計画における支援事業への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：22点以上、B：18～21点、C：17点以下 （⑤が「－」の場合は、A：19点以上、B：15～18点、C：14点以下） （⑧が「－」の場合は、A：20点、B：16～19点、C：15点以下） （8指標のうち2指標が「－」の場合は、A：17点、B：12点～16点、C：11点以下） ①～④、⑥、⑦ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤ a：策定されている b：策定される見込みがある c：策定されていない －：該当なし ⑧ a：以下の計画に位置付けられている －：以下の計画に位置付けられていない ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画）	
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか A：協議了、B：多くが協議中、C：多くが未協議、－：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①が「－」の場合、A：3点、B：2点、C：1点） ①「受益者の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ③家庭からの繋ぎ込み促進に関する取組がなされている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （③が「－」の場合、A：6点、B：3～5点、C：2点以下） ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ③ a：行われている －：行われていない	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した対象施設が存在する。 ②公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

チェックリスト判定基準表

(11-2) 農村整備事業（農道・集落道整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、LCC を考慮した舗装工種の選定、共同工事等 について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	（強靱化型を除く） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） ＝（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 A：280 千円/ha・年以上 B：280 千円/ha・年未満	
	農村の振興	生活インフラの保全・管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A：不測の事態が発生している又は健全度判定区分Ⅲ若しくはⅣの施設が含まれる B：不測の事態が発生しておらず、健全度判定区分Ⅲ又はⅣの施設が含まれない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○施設の健全度を踏まえた更新等整備 A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区）	
			○施設の重要度を踏まえた更新等整備 A：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれる B：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
		農村の生活環境の整備	農村の安定条件の維持・向上に関して、 ①安全性：災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等 非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる ②利便性：行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる ③快適性：集落道の舗装や憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2～1項目、－：該当なし	
			維持管理の効率化・適正化に関する取組 A：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施済みまたは実施予定 （例）施設の再編・集約、遠隔監視・制御システムの導入等 B：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施する予定が無い	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農村の振興	農村の生活環境の整備	(高度化型を除く) 強靱化への寄与 ①受益面積がおおむね 50 ヘクタール以上 (中山間地域等はおおむね 30 ヘクタール以上)、かつ、車道幅員がおおむね 4 メートル以上 (鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域はおおむね 3 メートル以上) ②地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの ③主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの ④施設の再編・集約を行うもの について、該当する項目の数により判断。 A : 2 項目以上、B : 1 項目	
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A : 行われている、B : 行われていない	
	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農道施設への再生可能エネルギーの活用 (小水力、太陽光、風力等発電施設の整備) ②省エネルギー化 ・農道施設の省エネルギー化 (道路照明の省エネルギー化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等) ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制 (農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等) ・温室効果ガスの排出削減 (農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等) ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和 4 年法律第 37 号) 第 2 条第 4 項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留 (バイオ炭の施用等) ・管理所等建築物の木造化 等 A : ①～④のいずれかに取り組む B : ①～④のいずれにも取り組まない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	
	関係計画との連携		（①・②は強靱化型を除く） ①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画への位置付け ③都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ④都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ⑤地域計画と本事業との整合性 ⑥地域における開発計画と本事業との整合性 ⑦個別施設計画等に基づく計画が策定されている ⑧関係計画における支援事業への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：21点以上、B：17～20点、C：16点以下 （8指標のうち1指標が「－」の場合は、A：19点以上、B：15～18点、C：14点以下） （8指標のうち2指標が「－」の場合は、A：17点以上、B：13～16点、C：12点以下） （①、②除く場合 A：17点以上、B：12～16点、C：11点以下。 ただし、⑧が「－」の場合は、A：15点、B：10～14点、C：9点以下） ①、③～⑥ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置付けられている b：位置けられる見込みがある c：位置付けられていない －：該当なし ⑦ a：策定されている b：策定される見込みがある c：策定されていない ⑧ a：以下の計画に位置付けられている －：以下の計画に位置付けられていない ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係機関との協議		①道路管理者との協議（予備）が合意に達していること。 ②必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが確実であること。 ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達していること。 について、評価点の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし (3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下) (3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点) ① a：協議了　b：協議中　c：未協議　－：該当なし ② a：得られている　b：得られる見込みがある　c：得られていない －：該当なし ③ a：協議了　b：多くが協議中　c：多くが未協議　－：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下 （①が「－」の場合、A：9点、B：6～8点、C：5点以下) ①「受益者の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意　；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中　c：未協議 ③ a：提出済　b：提出予定　c：未提出 ④ a：合意済　b：調整中　c：未調整	
	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した対象施設が存在する。 ②公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生　B：被害が複数年発生　C：被害が発生 －：該当なし	
ストック効果の最大化			○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

チェックリスト判定基準表

(11-3) 農村整備事業（営農飲雑用水施設整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	農村の振興	生活インフラの保全・管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A：不測の事態が発生しており、事後保全を行う B：不測の事態が発生していない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○施設の健全度を踏まえた更新等整備 A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区）	
			○施設の重要度を踏まえた更新等整備 A：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれる B：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
		農村の生活環境の整備	農村の安定条件の維持・向上に関して、 ①保健性：飲用水の確保、適切な水質の確保、排水性の向上が見込まれる ②利便性：行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
			維持管理の効率化・適正化に関する取組 A：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施済みまたは実施予定 （例）施設の再編・集約、遠隔監視・制御システムの導入等 B：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施する予定が無い （高度化型を除く） 強靱化への寄与 ①給水戸数がおおむね50戸以上 ②土砂災害警戒区域内にあるもの ③給水区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの ④施設の再編・集約を行うもの について、該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目	
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・営農飲雑用水施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・営農飲雑用水施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
事業の実施環境等	連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定		○連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定状況 地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている。 A：策定している又は策定する見込みがある B：策定する見込みがない －：関係土地改良区がない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		(①は強靱化型を除く) ①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②地域計画と本事業との整合性 ③都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ④都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ⑤地域における開発計画と本事業との整合性 ⑥個別施設計画等に基づく計画が策定されている ⑦関係計画における支援事業への位置付け について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 20点以上、B : 15～19点、C : 14点以下 (7指標のうち1指標が「－」の場合は、A : 18点、B : 13～17点、C : 12点以下) (①を除く場合 A : 17点以上、B : 12～16点、C : 11点以下) ただし、⑦が「－」の場合は、A : 15点、B : 10～14点、C : 9点以下 ①～⑤ a : 図られている b : 図られる見込みがある c : 図られていない ⑥ a : 策定されている b : 策定される見込みがある c : 策定されていない ⑦ a : 以下の計画に位置付けられている ー : 以下の計画に位置付けられていない ・地域別農業振興計画 (中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画)	
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議 (予備) が合意に達しているか A : 協議了、B : 多くが協議中、C : 多くが未協議、－ : 該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 12点、B : 8～11点、C : 7点以下 (①が「－」の場合、A : 9点、B : 6～8点、C : 5点以下) ①「受益者の同意」とは3/1時点 (想定) での同意状況 a : 同意済み ; 受益者の大部分の同意が得られている b : 同意済み ; 受益者の2/3以上の同意が得られている c : 未同意 ; 土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ー : 該当なし ; 地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点 (想定) での同意状況 a : 内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b : 協議中 c : 未協議 ③ a : 提出済 b : 提出予定 c : 未提出 ④ a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した対象施設が存在する。 ②公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

チェックリスト判定基準表

(11-4) 農村整備事業（地域資源利活用施設整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	農村の振興	生活インフラの保全・管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A：不測の事態が発生しており、事後保全を行う B：不測の事態が発生していない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○施設の健全度を踏まえた更新等整備 A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区）	
			○施設の重要度を踏まえた更新等整備 A：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれる B：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
	農村の生活環境の整備	農村の生活環境の整備	農村の安定条件の維持・向上に関して、 ①安全性：災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる ②利便性：行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれる について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
			維持管理の効率化・適正化に関する取組 A：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施済みまたは実施予定（例）施設の再編等 B：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施する予定が無い	
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業水利施設維持管理への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業水利施設維持管理の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動*の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない ー：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 ー：該当なし	
	関係計画との連携		①都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ②都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③地域における開発計画と本事業との整合性 ④個別施設計画等に基づく計画が策定されている ⑤関係計画における支援事業への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （④が「－」の場合は、A：11点以上、B：7～10点、C：6点以下） （⑤が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点、B：5～8点、C：4点以下） ①～③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：策定されている b：策定される見込みがある c：策定されていない ー：該当なし ⑤ a：以下の計画に位置付けられている ー：以下の計画に位置付けられていない ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか A：協議了、B：多くが協議中、C：多くが未協議、－：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下 （①が「－」の場合、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ①「受益者の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ③ a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ④ a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した対象施設が存在する。 ②公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

チェックリスト判定基準表

(11-5) 農村整備事業（集落防災安全施設整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	農村の振興	生活インフラの保全・管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A：不測の事態が発生しており、事後保全を行う B：不測の事態が発生していない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○施設の健全度を踏まえた更新等整備 A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区）	
			○施設の重要度を踏まえた更新等整備 A：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれる B：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
		農村の生活環境の整備	農村の安定条件の維持・向上に関して、 ①安全性：災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通用の安全の確保、防災等日常時の安全性の向上が見込まれる ②快適性：集落道の舗装や憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれるについて、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
			維持管理の効率化・適正化に関する取組 A：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施済みまたは実施予定（例）施設の再編等 B：整備施設の効率化や適正化に係る取組を実施する予定が無い	
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	みどりの食料システム戦略に係る取組	○「みどりの食料システム戦略」に係る取組の検討状況 ①再生可能エネルギーの活用 ・農業集落防災安全施設への再生可能エネルギーの活用（小水力、太陽光、風力等発電施設の整備） ②省エネルギー化 ・農業集落防災安全施設の省エネルギー化（用排水機場の高効率化、施設の集約・再編、遠隔監視・制御システム等） ③地区内における環境負荷低減事業活動※の促進 ・化学肥料・化学農薬の施用・使用抑制（農地の大区画化等による労働生産性向上を通じた環境保全型農業の展開、有機農業の農区設定等） ・温室効果ガスの排出削減（農地の大区画化等によるスマート農業実装、排水改良等による中干し期間延長等） ※「環境負荷低減事業活動」とは、環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項に規定する事業活動 ④地区内におけるその他の取組 ・土層改良における土壌への炭素貯留（バイオ炭の施用等） ・管理所等建築物の木造化 等 A：①～④のいずれかに取り組む B：①～④のいずれにも取り組まない	
		生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない ー：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 ー：該当なし	
事業の実施環境等	関係計画との連携		①都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ②都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③地域における開発計画と本事業との整合性 ④個別施設計画等に基づく計画が策定されている ⑤関係計画における支援事業への位置付け について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） ①～③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：策定されている b：策定される見込みがある c：策定されていない ⑤ a：以下の計画に位置付けられている ー：以下の計画にも位置付けられていない ・地域別農業振興計画（中山間地農業ルネッサンス事業実施要領第2に定める計画）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか A：協議了、B：多くが協議中、C：多くが未協議、－：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下 （①が「－」の場合、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ①「受益者の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ③a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ④a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した対象施設が存在する。 ②公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

チェックリスト判定基準表
(12-1) 農村地域防災減災事業※

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比 ≥ 1.0
4 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意が得られていること。
5 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

※公害防除特別土地改良事業は 12-2、地すべり対策事業は 12-3 を使用することとする。

チェックリスト判定基準表
(12-1) 農村地域防災減災事業※

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額(千円/ha・年) $= (\text{作物生産効果} + \text{品質向上効果} + \text{営農経費節減効果} + \text{維持管理費節減効果} + \text{営農に係る走行経費節減効果}) \text{ (千円)} / \text{受益面積 (ha)}$ 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く ①一般地域、②中山間地域 －：該当なし(ため池の整備に係る事業実施地区)	
			①水田主体地区：130千円/ha・年以上 畑主体地区：200千円/ha・年以上 ②水田主体地区：110千円/ha・年以上 畑主体地区：300千円/ha・年以上	①水田主体地区：130千円/ha・年未満 畑主体地区：200千円/ha・年未満 ②水田主体地区：110千円/ha・年未満 畑主体地区：300千円/ha・年未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率(%) $= \text{関係市町村の担い手への集積面積 (ha)} / \text{関係市町村の耕地面積 (ha)} \times 100$ －：該当なし(土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区)	
		農地の確保・有効利用	○耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = $\text{作物の計画作付延べ面積 (ha)} / \text{耕地面積 (ha)} \times 100$ ②作付率の増加ポイント(%) = $\text{計画作付率 (\%)} - \text{現況作付率 (\%)}$ ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯では、耕地利用率を本地利用率(施設野菜を作付する地区にあっては建ぺい率も考慮)と読み替えて判定。 $\text{本地利用率 (\%)} = \text{作物の計画作付延べ面積 (ha)} / \text{本地面積 (ha)} \times 100$ －：該当なし(土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区)	
			①耕地利用率101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上)または、 ②作付率の増加ポイント11%以上	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント11%未満

※公害防除特別土地改良事業は12-2、地すべり対策事業は12-3を使用することとする。

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○災害防止効果額（農業関係）（受益面積当たり） 災害防止効果額（農業関係）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（農業関係）（千円）/受益面積（ha） ※畑主体では作物生産効果を加える 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①一般地域、②中山間地域	
			①水田主体地区：310 千円/ha・年以上 畑主体地区：530 千円/ha・年以上 ②水田主体地区：470 千円/ha・年以上 畑主体地区：1350 千円/ha・年以上	①水田主体地区：310 千円/ha・年未満 畑主体地区：530 千円/ha・年未満 ②水田主体地区：470 千円/ha・年未満 畑主体地区：1350 千円/ha・年未満
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（受益面積当たり） 災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（一般関係）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①一般地域、②中山間地域	
			①410 千円/ha・年以上 ②720 千円/ha・年以上	①410 千円/ha・年未満 ②720 千円/ha・年未満
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む ①一般地域、②中山間地域 －：該当なし（ため池の整備に係る事業実施地区）	
	多面的機能の発揮	農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において、農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目以下 －：該当なし（土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区）	
		地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない －：該当なし（土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境と調和のとれた食料システムの確立	生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携		①高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画、中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプラン、市町村が定める農業振興地域整備計画、いずれかとの整合性 ②地域計画と本事業との整合性 ③都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性（国土強靱化地域計画への事業名、地区名の明記） ④都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ⑤地域における開発計画と本事業との整合性 ⑥地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている ⑦事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：18点以上、B：14～17点、C：13点以下 （7指標のうち1指標が「－」の場合は、A：15点以上、B：12～14点、C：11点以下） （7指標のうち2指標が「－」の場合は、A：13点以上、B：9～12点、C：8点以下） （7指標のうち3指標が「－」の場合は、A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし（集落の防災安全のための事業） ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし（土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区） ③ a：明記されている b：明記される見込みがある c：明記されていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑥ a：策定している又は策定する見込みがある b：策定する見込みがない －：関係する土地改良区がない ⑦ a：指定されている b：指定される見込みがある c：指定されていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ③ a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ④ a：合意済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 －：該当なし（土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区） ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④ a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤ a：位置付けられている、又は位置付け予定 －：位置付けの予定なし	
	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。 ②事業の対象施設として基幹土地改良施設（ダム、頭首工等）やライフラインとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目以下	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（－）

※※地区内に一般地域と中山間地域が混在する場合は、一般地域として評価する。

チェックリスト判定基準表

(12-2) 農村地域防災減災事業（公害防除特別土地改良事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地域指定解除のために、本事業と他事業を比較検討し、本事業での実施が最も効率的であると認められること。
4 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村又は原因者の負担金について合意が得られていること。
5 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(12-2) 農村地域防災減災事業（公害防除特別土地改良事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） ＝（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く －：該当なし（ため池の整備に係る事業実施地区）	
			300 千円/ha・年以上	300 千円/ha・年未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率（％） ＝関係市町村の担い手への集積面積（ha）/関係市町村の耕地面積（ha）×100 －：該当なし（土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区）	
			90％以上または都道府県の平均以上	90％未満かつ都道府県の平均未満
	農地の確保・有効利用	農地の確保・有効利用	○耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率（％）＝作物の計画作付延べ面積（ha）/耕地面積（ha）×100 ②作付率の増加ポイント（％）＝計画作付率（％）－現況作付率（％） ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯では、耕地利用率を本地利用率（施設野菜を作付する地区にあっては建ぺい率も考慮）と読み替えて判定。 本地利用率（％）＝作物の計画作付延べ面積（ha）/本地面積（ha）×100 －：該当なし（土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区）	
			①耕地利用率 101％以上（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県以上） または、 ②作付率の増加ポイント 11％以上	①耕地利用率 101％未満（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県未満） かつ、 ②作付率の増加ポイント 11％未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） $\text{＝農業生産増加粗収益額（千円）／受益面積（ha）} \times \text{（産業連関表の逆行列係数の列和）}$ ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む ー：該当なし（ため池の整備に係る事業実施地区）	
			710 千円/ha・年以上	710 千円/ha・年未満
事業の実施環境等	環境と調和のとれた食料システムの確立	生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「ー」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「ー」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない ー：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 ー：該当なし	
		関係計画との連携	①高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画、中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプラン、市町村が定める農業振興地域整備計画、いずれかとの整合性 ②地域計画と本事業との整合性 ③地区内の全域又は一部の地域において、連携管理保全計画（水土里ビジョン）が策定されている ④都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性（国土強靱化地域計画への事業名、地区名の明記） ⑤都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ⑥地域における開発計画と本事業との整合性 ⑦事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：18点以上、B：14～17点、C：13点以下 （7指標のうち1指標が「ー」の場合は、A：15点以上、B：12～14点、C：11点以下） （7指標のうち2指標が「ー」の場合は、A：13点以上、B：9～12点、C：8点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ー：該当なし（土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区） ③ a：策定している又は策定する見込みがある b：策定する見込みがない ー：関係する土地改良区がない ④ a：明記されている b：明記される見込みがある c：明記されていない ⑤ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑥ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑦ a：指定されている b：指定される見込みがある c：指定されていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 ④維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか ⑤事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する原因者の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：15点、B：10～14点、C：9点以下、－：該当なし （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ③ a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ④ a：合意済 b：調整中 c：未調整 ⑤「原因者の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み b：調整中 c：未同意	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④受益地内で生産される主要な農産物について、市場のニーズに基づいた生産、流通業者や実需者との契約に基づく生産等、JA等の関係機関や認定農業者等の担い手が需要に応じた生産に取り組んでいるか。 ⑤フラッグシップ輸出産地又は輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）の対象となる作物が営農計画に位置付けられているか。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：14点以上、B：10～13点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：12点、B：8～11点、C：7点以下） （5指標のうち2指標が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 －：該当なし（土地改良法第87条の4の規定に基づき実施する地区） ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④ a：取り組んでいる b：取り組む予定 c：取り組む予定なし ⑤ a：位置付けられている、もしくは位置付け予定 －：位置付けの予定なし	
	緊急性	被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（－）

チェックリスト判定基準表

(12-3) 農村地域防災減災事業（地すべり対策事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (総費用総便益比 ≥ 1.0)
4 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	(関連工事) ・総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について受益者の合意を得ていること。
5 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	(防止工事) ・農村振興局所管の地すべり防止区域で、総事業費が70百万円以上のもの。 (関連工事) ・受益面積が概ね3ha以上（ため池の整備については、概ね2ha以上）、及び総事業費が5百万円以上のもの。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
(12-3) 農村地域防災減災事業（地すべり対策事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積（一地区当たり） 保全対象面積のうち農地面積（ha／地区） ＝地すべり地域及び地域外被害想定地域における農地面積（ha）	
			100ha 以上	100ha 未満
	農業の持続的	農業生産基盤の保管理	○事業費に対する農業効果の割合 事業費に対する農業効果（農地・農業用施設・農作物の被害軽減）の割合（％） ＝（直接的な被害軽減効果（農業関係）＋間接的な被害軽減効果（農業関係）／総費用×100	
			140％以上	140％未満
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○事業費に対する農業外効果の割合 事業費に対する農業外効果（一般公共施設等の被害軽減＋山林・林道の被害軽減＋家屋等の被害軽減）の割合（％） ＝（直接的な被害軽減効果（一般関係）＋間接的な被害軽減効果（一般関係）／総費用×100	
			260％以上	260％未満
			○保全対象となる人家戸数（一地区当たり） 保全対象となる人家戸数（戸／地区） ＝地すべり地域及び地域外被害想定地域における人家戸数（戸）	
			47 戸以上	47 戸未満
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない	
		国土の保全	①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	環境と調和のとれた食料システムの確立	生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない ー：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 ー：該当なし	
事業の実施環境等	関係計画との連携		（防止工事の場合） ①都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性（国土強靱化地域計画への事業名、地区名の明記） ②都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③地域における開発計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 ① a：明記されている b：明記される見込みがある c：明記されていない ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか A：協議了、B：多くが協議中、C：多くが未協議、ー：該当なし	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、ー：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点、ー：該当なし） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 ー：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 ー：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		(関連工事の場合) ①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する知事の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村長の同意について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 6点、B : 4～5点、C : 3点以下 ① a : 同意済み b : 同意予定 c : 未同意 ② a : 同意済み b : 同意予定 c : 未同意	
	事業推進体制		①点検等を行う地元組織が設置されている。 ②行政区等から着工要望の提出の有無について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 6点、B : 4～5点、C : 3点以下 ① a : 設置済 b : 設置予定 c : 未設置 ② a : 提出済 b : 提出予定 c : 未提出	
	維持管理体制		①管理者 (知事) と地元組織の協力体制が決定されているか ②維持管理方法に関する地元組織との合意があるかについて、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 6点、B : 4～5点、C : 3点以下 ① a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整 ② a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整	
	緊急性	地すべりの兆候	①現地踏査により農地や傾斜地の法面に変状がある。 ②現地踏査により道路や家屋等の構造物に変状がある。 ③地表移動量調査 (GPS等) により累積変位がある。 ④地中移動量調査 (孔内傾斜計等) により累積変位がある。 について、該当する項目の数により判断。 A : 4～3項目、B : 2項目、C : 1項目、－ : 該当なし	
		被害の発頻頻度	過去の地すべり被害の発生履歴 A : 直近5年以内に被害が発生 B : 過去10年以内に被害が発生 C : 過去20年以内に被害が発生 － : 該当なし	
		災害発生時の影響	①農地への重大な被害が想定される。 ②防護区域に人家、災害弱者関連施設等が存在する。 ③災害発生時に地域社会への影響 (ライフラインや交通等) が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A : 3項目、B : 2項目、C : 1項目、－ : 該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制、維持管理体制に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A : 8割以上、B : 5割以上、C : 5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (－)

チェックリスト判定基準表

(13) 海岸保全施設整備事業

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・海岸背後地の防護効果の向上、海岸保全施設の安全性の低下等により事業の必要性が認められること。
2 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・費用便益比 ≥ 1.0
4 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
5 事業の採択要件を満たしていること。	・海岸法及び事業実施要綱・要領等の規定要件を満足すること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表
(13) 海岸保全施設整備事業

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料安全保障の確保	農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積 (ha/地区) (侵食対策) 3.3ha 以上 (高潮対策) 62ha 以上	
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全・管理	○防護面積当たり農業関係施設防護効果額 (一般資産＋公共資産) 受益面積当たり農業関係施設防護効果額 (一般資産＋公共資産) (千円/ha・年) = 農業関係施設防護効果 (一般資産＋公共資産) (千円) ÷ 防護面積 (ha) ※農業関係施設防護効果 (一般資産＋公共資産) = 一般資産防護効果(農業関係) + 公共土木施設防護効果(農業関係) 【注；効果項目は年効果額：千円】	
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○防護面積当たり農業以外施設防護効果額 (一般資産＋公共資産) 受益面積当たり農業以外施設防護効果額 (一般資産＋公共資産) (千円/ha・年) = 農業以外施設防護効果 (一般資産＋公共資産) (千円) ÷ 防護面積 (ha) ※農業以外施設防護効果 (一般資産＋公共資産) = 一般資産防護効果(農業以外) + 公共土木施設防護効果(農業以外) 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			930 千円/ha・年以上	930 千円/ha・年未満
			○整備海岸延長あたり防護人口 (人/km) (侵食対策) 70 人/km 以上 (高潮対策) 155 人/km 以上	
			○整備海岸延長あたり防護面積 (ha/km) (侵食対策) 8.1ha/km 以上 (高潮対策) 34ha/km 以上	
			1,670 千円/ha・年以上	1,670 千円/ha・年未満
			(侵食対策) 70 人/km 以上 (高潮対策) 155 人/km 未満	(侵食対策) 70 人/km 未満 (高潮対策) 155 人/km 未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	多面的機能の発揮	国土の保全	①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い(行政・住民合同会議等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
	環境と調和のとれた食料システムの確立	生態系・景観への配慮	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系及び景観への配慮 ②生態系及び景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ②a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
事業の実施環境等	関係計画との連携		①都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性（国土強靱化地域計画への事業名、地区名の明記） ②都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③地域における開発計画と本事業との整合性 ④耐震設計に基づく計画が策定されている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下、－：該当なし ①a：明記されている b：明記される見込みがある c：明記されていない ②a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④a：策定されている b：策定される見込みがある c：策定されていない	
事業の実施環境等	関係機関との協議		①漁協との協議が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：協議済 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ②a：協議済 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	事業推進体制		①点検等を行う地元組織が設置されている。 ②行政区から着工要望の提出の有無。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①管理者と地元組織の協力体制が決定されているか ②維持管理方法に関する地元組織との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：得られている b：調整中 c：未調整 ②a：合意済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性		①過去の災害により、農地浸水や死者・行方不明者などの記録が残っていること。 あるいは緊急点検箇所、外洋に直接面している箇所、台風の常襲地帯、軟弱地盤、 地震防災対策推進地域等の災害発生危険地域、ゼロメートル地帯に該当すること ②事業実施を予定する海岸保全施設の主要部分に広範囲の変状が発生していること ③他の公共事業（他省庁の海岸事業、治山事業や漁港修築事業等）等と連携をとるため 早急に事業を実施する必要があること ④官公署、学校、病院等の公共建物、人家、老人ホーム、身障者施設または国道、 県道、鉄道、空港、あるいは、団地規模が概ね 20ha 以上で、かつ高性能な機械 による営農が可能な土地条件を備えているか、整備して備え得る農地が防護区 域内にあること について、該当する項目の数により判断。 A：4～3 項目、B：2 項目、C：1 項目、－：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目における A 評価の割合 ※関係機関との協議、事業推進体制、維持管理体制に関する評価項目及び該当な し「－」とした評価項目は除く。 A：8 割以上、B：5 割以上、C：5 割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0 以下はランク外（－）